燃やせるごみとして受入れできるもの(例)





汚れた紙類 資源化できない紙類



おむつ











立川市クリーンセンター 「たちむにぃ」(泉町2,002)

革製のかばん・靴

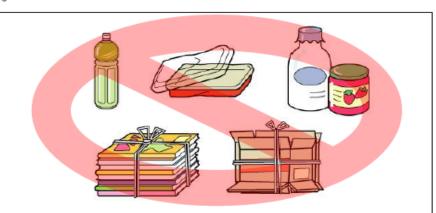
割り箸

木くず・木製品

※これらのごみでも業種によっては「産業廃棄物」に該当する可能性があります。 産業廃棄物の市処理施設への搬入は認めておりません。ご確認をお願いします。 「燃やせるごみ」として 受入可能

下記のごみの混入は厳禁です。

- ・紙資源(雑誌・本・雑紙、新聞、段ボールなど)
- プラスチック容器・製品(汚れたプラスチック含む)
- ・ペットボトル
- びん・缶類
- 不燃ごみ(金属など)



異物が混入していた場合、収集運搬業者の方へ持ち帰っていただいております。一度排出されたものを分別するのは難しいため、排出の段階で適正に分別してください。

分別にあたってご注意いただきたいこと

Q 汚れた紙、資源化できない紙とは?

- A・使用済みのティッシュペーパー
 - 食品や油を包んでいたため、汚れてしまった紙類
 - 防水加工された紙や感熱紙

など、紙資源としてリサイクルできないものを言います。 これらは「燃やせるごみ」として排出可能です。



ただし・・・

ごみ袋の中の紙類があまりに多い場合や、 束になった状態の紙類が見受けられる場合は、 「再生利用な紙の混入があった」と見なし、搬入できなくなります。



紙類はきちんと分別し、安易に燃やせる ごみに混入させないようにしてください。 ※排出時に汚れていない紙類は、資源として リサイクルをお願いします。

Q 弁当ガラは燃やせるごみ?

A 残飯や割り箸は燃やせるごみで構いません。 ただし、プラスチック容器は「プラスチック」となります。 また、一緒に飲料を飲んだ場合には、「缶」や「ペットボトル」 など、適正に分別してから捨ててください。 燃やせるごみとして一緒に捨てることは厳禁です!

なお、店舗の売れ残りなどについても同様です。 容器に入ったままの状態で廃棄することの無いように お願いします。







燃やせるごみ プラ容器やペットボトル、 びん・缶類とは分けてください